

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
許 認 可 等 名	行政財産の許可使用に係る使用料の減免（徳島市立食肉センターに係るもの）	
根 拠 法 令	行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例	
根 拠 条 項	第3条	
連 絡 先	（電話 621 - 5245）	
審 査 基 準	基 準	<p>1 対象となる申請者 徳島市立食肉センターにおいて行政財産の目的外使用許可を受けた者。</p> <p>2 対象となる使用料 行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第2条別表に定めるところによる使用料。</p> <p>3 使用料の減免基準 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 (2) 災害その他緊急事態の発生により応急の用に供するとき。 (3) 職員の福利厚生を目的とする事業の用に供するとき。 (4) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 10日（休日を除く）
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）